

○ 一般財団法人 化学研究評価機構 (JCII)

食品衛生法に基づく輸入検査のご案内 No.04

平成 21 年 12 月をもって、これまでの「先行サンプル制度」が廃止され、現在の輸入制度は「品目登録制度」と「自主検査制度」となっており、検査の申請から輸入手続きまでの流れと特徴についてご紹介します。

種類	輸入の流れ	特徴
品目登録制度	<pre> graph LR A[製造工場・輸出者] -- "製品・書類" --> B[高分子試験・評価センター] B -- "成績書" --> C[申請者] C -- "品目登録要請書" --> D[検疫所] D -- "登録番号付与" --> E[申請者] E -- "本貨物・輸入手続き" --> F[輸入完了] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> - 同一工場で多品種の製品を製造し輸入されている方に利用されています。 - 輸出前に検査結果が分かります。 - 検査終了後に、申請者（通関業者）が検疫所に品目登録申請が必要です。
（見本持出輸入検査） 自主検査	<pre> graph LR A[製造工場・輸出者] -- "製品" --> B[保税倉庫] B -- "サンプリング" --> C[高分子試験・評価センター] C -- "成績書" --> D[申請者] D -- "輸入手続き" --> E[輸入通関終了] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> - 多くの工場で製品を製造し輸入されている方に利用されています。 - 検査終了後、輸入通関が出来るので、余計な手続きが掛かりません。 - 1 度検査を行えば、2 度目以降はリピート品として輸入通関が可能。 - 試験後の製品で販売が可能な量の輸入が必要。

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センターでは、厳正・公平・守秘をモットーに試験・検査を受託しております。まずはお問い合わせ下さい。

一般財団法人 化学研究評価機構 (JCII)

URL: <https://www.jcii.or.jp>

○ 高分子試験・評価センター 大阪事業所

〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3

(東大阪市立産業技術支援センター内)

TEL : 06-6788-8134 FAX : 06-6788-7891

E-mail : osaka@jcii.or.jp

○ 高分子試験・評価センター 東京事業所

〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17

TEL : 03-3527-5115 FAX : 03-3527-5116

E-mail : tokyo@jcii.or.jp